

制度情報—2025年5月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

全国人民代表大会常務委員会 2025年度立法業務計画

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(公布日) 2025年5月14日

1. 主なポイント

- (1) 今年度の立法計画でも、継続審議(14件)、初回審議(23件)、予備審議という3段階の優先順位で法律案を分類した。(第1条)
- (2) 継続審議法律案は、全人代で2024年以前に審議を開始した優先度と可決可能性が高い項目で、日系企業が注目すべき内容としては金融安定法、治安管理处罰法(改正)、海商法(改正)、民営経済促進法、危険化学品安全法、不正競争防止法(改正)がある。(第1条第1号)
- (3) 初回審議法律案には、生態環境法典、金融法、企業破産法(改正)、入札募集・入札法(改正)、民間航空法(改正)、銀行業監督管理法(改正)、道路交通安全法(改正)、食品安全法(改正)、サイバーセキュリティ法(改正)、対外貿易法(改正)など、日系企業が留意すべき法律案が多い。(第1条第2号)

2. 今後の留意点

日系企業が注目すべき法律案がこれまでと比べ増加したことは、中国政府の国内景気改善に向けた法制度見直しと関連する可能性がある。法審議の動向に注目し、十分理解した上での対策が必要となる。(全文計5条)

国务院弁公庁『国务院 2025年度立法業務計画』 の印刷公布に関する通知

(発令元) 国务院弁公庁

(法令番号) 国弁発[2025]17号

(公布日) 2025年5月14日

1. 主なポイント

- (1) 2025年度の国务院立法計画は、全人代常務委員会への審議要請予定法律案、制定・改訂及び予備制定改正予定行政法規、および完成予定のその他立法項目の3大部分に分けられ、全体数は昨年に比べやや増加した。(第2条)

(2) 全人代常務委員会への審議要請を予定している法律案が 16 件、全人代常務委員会への審議要請を準備している法律案が 25 件だった。このうち、対外貿易法改正草案、食品安全法改正草案、銀行業監督管理法改正草案、商標法改正草案、金融法草案、消費税法草案、税収徴収管理法改正草案、商業銀行法改正草案などは注目に値する。

(第 2 条)

(3) 制定・改正予定の行政法規は 30 件、予備制定・改正予定の行政法規は 47 件となっており、日系企業は中小企業代金支払保障条例（改正）、中華人民共和国反外国制裁法実施規定、国外知的財産権紛争処理に関する国務院による規定、インターネットプラットフォーム企業の税関連情報送信・報告規定、増値税法実施条例、前払式消費監督管理条例、外貨管理条例、反スパイ法実施細則、技術輸出入管理条例などを参考すべきである。(第 2 条)

2. 今後の留意点

2025 年度立法計画は、2024 年度と比較して注目すべき法律案が多くなっており、立法の進展があれば中国での生産経営活動に影響を及ぼすため、継続的な注目と早期対策が必要となる。(全文計 4 条)

国家ネットワーク身分認証公共サービス管理弁法

(発令元) 公安部、国家インターネット情報弁公室、
民政部、文化観光部、国家衛生健康委員会、
国家ラジオテレビ総局

(法令番号) 中華人民共和国公安部/国家インターネット情報弁公室/
中華人民共和国民政部/中華人民共和国文化観光部/
国家衛生健康委員会/国家ラジオテレビ総局令第 173 号

(公布日) 2025 年 5 月 23 日

(施行日) 2025 年 7 月 15 日

1. 主なポイント

(1) 国家ネットワーク身分認証公共サービス及びネット身分認証ナンバー、ネット身分認証 ID の概念と申請・受領方式を明確化した。自然人個人が自発性の原則に基づき、国家ネットワーク身分認証公共サービスプラットフォームにネット身分認証ナンバーとネット身分認証 ID を申請し、従来の実名制認証に代わり個人情報漏洩を防止する。(第 2 条)

(2) 国家ネットワーク身分認証公共サービスの利点、応用シーンを明確化した。関連主管部門、重点業界、インターネットプラットフォームが、自発性の原則に基づきネット身分認証ナンバーとネット身分認証 ID の応用シーンを拡大し、公共サービスプラットフォームへの接続を奨励する。(第 6 条、第 7 条、第 8 条)

2. 今後の留意点

本弁法は個人情報保護法の徹底の一環として、個人情報漏洩リスクの軽減、ユーザーの個人情報データに関わるセキュリティリスクとコンプライアンスリスクの低減、データ保存負担とコストの削減に繋がる。また、本弁法は中国人のプライバシー保護だけでなく外国人のプライバシー保護を含むが、詳しくは更なる明確化を待つ必要がある。(全文計 16 条)

『食品添加物濫用問題総合管理方案』の印刷公布に

関する国務院食安弁など 6 部門による通知

(発令元) 国務院食安弁、工業・情報化部、

国家衛生健康委員会・税関総署、

農業農村部、市場監督管理総局

(法令番号) 食安弁発(2025)5 号

(公布日) 2025 年 5 月 6 日

1. 主なポイント

- (1) 各政府当局による重要業務任務 10 項目を明確化した。食用農産物生産、工業原料生産企業及び食品生産、輸入、流通、使用に関わる全過程において食品添加物の監督管理とコンプライアンス管理を行う。(第 2 条)
- (2) 法執行の強化、添加物品種動態管理制度の健全化、使用許可リストの更新、消費者による 12345 プラットフォームからの苦情申立て奨励など多方面の措置を通じて、適正範囲や制限量を越えた食品添加物使用問題を解決する。(第 3 条)

2. 今後の留意点

本通知は食品添加物に対する中国政府当局による監督管理強化を意味する。関連日系企業は、日中間の基準の差異、ラベルの法定基準、製造工程調整の 3 項目を高度に重視しつつ事前に対応策を決定し、法令知識の欠如による市場参入リスク及び経済面やのれんの減損を防ぐ必要がある。(全文計 4 条)

『医療広告監督管理業務ガイドライン』

公布に関する市場監督管理総局の公告

(発令元) 国家市場監督管理総局

(公布日) 2025 年 5 月 14 日

1. 主なポイント

- (1) 合法的に設立された医療機関以外のあらゆる組織又は個人に対し、自身による若しくは他者への委託による医療広告掲載の禁止を明確にした。(第 2 条)

- (2) 医療広告違法行為について処罰を免除または軽減される具体的状況を列挙した。
(第3～8条)
- (3) 虚偽広告認定の具体的状況を列挙した。(第10、11、12条)

2. 今後の留意点

本公告に法的強制力はないが、市場監督管理部門による医療広告違法行為の調査や処罰決定において、現地外資企業の医療広告、市場監督管理機関の法執行検査の重要なガイドラインとしての役割を持つ。各日系企業は本公告の内容を重視し、調査を受けた際には関連規則を活用して、処罰を回避または軽減する方法を学ぶ必要がある。
(全文計18条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

労災保険の対象であるAは、有給休業期間満了後、某病院の診断書を提出して有給休業期間延長を要求した。会社は労働能力鑑定委員会の現場鑑定を要求したAは何度も拒否した。会社は有給休業期間満了を理由に病気休暇中Aに病気休暇賃金の支給を開始したAは労働仲裁を提起し、有給休業期間賃金基準との差額支払いを主張した。

2. 紛争の焦点

診断書のみを理由に有給休業期間の延長を主張できるか。

3. 弁護士分析

- (1) 労災保険条例第33条第2項は「有給休業期間は通常12カ月を超えない。負傷の程度が重い若しくは状況が特殊な場合、市区が設置する市級労働能力鑑定委員会の確認を経て適宜延長できるが、延長は12カ月を超えてはならない」と定めており、延長する場合は労働能力鑑定委員会の現場鑑定を経なければならず、医療機関が発行した診断証明書だけでは延長できない。
- (2) 有給休業期間満了後、会社は労働能力鑑定委員会の鑑定確認申請を要求したがAは何度も拒否した。そのため、診断書のみで有給休業期間延長を主張することはできない。

4. 事件の裁判結果

労働仲裁はAの訴えを棄却した。

5. 今後の留意点

- (1) 労災認定後、雇用主には労災医療サービス機構発行の診断書に基づき『労災従業員有給休業期間分類目録』の規定に従って労災従業員の有給休業期間を確定し、従業員本人に書面通知する義務があるが、これは人的資源・社会保障局など機関の義務ではない。
- (2) 有給休業期間満了後、会社は職場復帰について従業員に速やかに書面通知する必要がある。未回復を理由に復帰を拒否した場合、医療期間中の従業員に対しては、正規医療機関発行の病気休暇証明書を要求し、その後、病気休暇賃金基準に基づく賃金を支払うことができる。